

きょうとふ おこな しんがた ころ な う い る す  
京都府が 行 う 新型コロナウイルスの  
びょうき とりく  
病気を ひろげないための 取組み

ねん がつ にち  
2022年3月17日

きょうとふ  
京都府

あたら 新しく 新型 コロナウイルスの 病気になる 人や 病気を 治すために 用意した 部屋が 使われて  
いる 割合は 少なくなっています。まん延防止等 重点措置 (=新型 コロナウイルスの 病気を 防  
ぐための 取組み)が 3月 21日 で終わりますが 新型 コロナウイルス 感染症は まだ  
つづ 続いています。

きょうとふ 京都府では びょういん 病院で 治す機会を 多くすることや わくちん ワクチンの せっしゅかいじょう 接種会場を作っています。

しちょうそん 市町村や がっこう 学校、ほいくじょ 保育所、こうれいしゃしせつとう 高齢者施設等が おこな 行う びょうき 病気になることを 防ぐための 取組み  
たす 助けます。PCR検査等を 無料で 受けることができるようにします。

これらのことを びょうき 病気が 広がることを 防ぐために 取組んでいきます。

わくちん ワクチンを せっしゅ 接種したい人は できるだけ せっしゅ 接種をして ください。

また、「自分が びょうき 病気に ならない」「ほかの人に びょうき 病気を うつさない」「びょうき 病気を ひろげない」

この3つのことに き 気をつけて ください。

## I わくちん ワクチンを せっしゅ 接種したい人は できるだけ せっしゅ 接種をして ください。

- びょうき 病気に かかることや びょうき 病気が ひどくなることを 防ぐ 効果があると 言われている わくちん ワクチンを せっしゅ 接種したい人は できるだけ せっしゅ 接種をして ください。
- ※ 5歳から 11歳までの 子どもで わくちん ワクチンを せっしゅ 接種したい人は できるだけ せっしゅ 接種をして ください。
- しょくば 職場や がっこう 学校は わくちん ワクチンを せっしゅ 接種したい人の お願いを できるだけ 聞いて ください。

### (京都府の取組み)

- 府接種会場を作ります。
  - 京都タワー会場 (平日・土) 仕事帰りに接種しやすいように3月28日から夕方接種できる時間帯を長くします
  - 田辺中央病院会場 (土・日)
  - 綾部ルネス病院会場 (水・土)
- 市町村の接種を助けます。

## II 病気になることを防ぐための3つの意識をしっかりと持って行動してください。

もう一度病気になる人を増やさずに毎日の生活を送るため「自分が病気になる」「ほかの人に病気をうつさない」「病気をひろげない」という意識を持って行動してください。

### 1 自分が病気になる

- ・マスクをする・手を洗う・消毒などをしっかりと続けてください。
- ・部屋や建物の中の空気を入れ換えてください。
- ・人と人との距離を十分にしてください。
- ・大きな声で話をしないでください。
- ・旅行をしたり家族や友達に会いに行ったりするときは基本的な病気になるための取組をしてください。
- ・新型コロナウイルスにうつる可能性を十分に考えて混んでいる場所や時間を避けて行動してください。

### 2 ほかの人に病気をうつさない

- ・毎朝体温を計って体の調子に気を付けてください。
- ・熱や咳があり少しでも身体の調子が悪いときは病院などに相談してください。
- ・年をとった人や病気の人またこのような人とよく会う人は混んでいる場所や病気になる可能性が高い場所に行かないでください。
- ・年をとった人や病気の人はいつも会う人と少ない人数で会ってください。人と会うときは気を付けてください。
- ・国の法律（特措法第24条第9項）に合わせたお願いで症状がない人でも新型コロナウイルスの病気にかかってないか不安な人は検査を受けてください。（2022年4月末まで）

#### (京都府の取組み)

- ・無料で新型コロナウイルスの病気にかかっていないか検査ができる場所の数  
(2022年3月16日現在)：169事業所(14市6町)

### 3 病気をひろげない

#### (1) 会社やお店等で病気をひろげないためにすること

- テレワーク<=インターネットを使って家などで仕事をすること>や会社が決めた日・時間・自転車で行くなどの取組みをしてください。
- 会社やお店等で働いている人は仕事を始めるときに検温をして体の調子に気を付けてください。
- 熱や咳があり少しでも身体の調子が悪いときは仕事をしないで病院などに相談してください。
- 会社やお店等での病気になることを防ぐための取組みをもう一度確認してください。
- 会社の中で仕事をする部屋だけではなく休憩する部屋や服を着替える部屋などでも病気が広がらないように気を付けてください。
- 国の法律（特措法第24条第9項）に合わせたお願いで業種別ガイドライン<=仕事の種類によって決められているルール>をしっかりと守ってください。

#### (京都府の取組み)

- 「換気対策ガイドブック」<=こまめな換気の実施とCO2センサーを置くことなど換気の方法を教えるための冊子>を作ります。

#### (2) 学校や保育所等で病気をひろげないためにすること

- 学校や保育所等での生活や送り迎えなどでの病気にならないためのルールを守ってください。
- 毎朝体温を計って子どもの体の調子に気を付けてください。
- 熱や咳があり少しでも身体の調子が悪いときは学校や保育所に行かないでください。
- 春休みは病気になる可能性が高いことはしないでください。

きょうとふ たす  
(京都府が 助けること)

- それぞれの 学校で 病気が 広がらないための 取組み

(例) 消毒・透明カーテン・サーキュレーター (部屋の空気を 上から下へ  
下から上へと 流れを 作る 電気製品)・CO2センサーを 置く・手を 洗う  
ところの 自動水栓化 (手を 出すと 触らなくても 水が 出る)

たいしやう ふりがっこう しりつしやう ちゆう こうとうがっこう  
対象：府立学校、私立小・中・高等学校

- 保育所などで 病気が 広がらないための 取組み

(例) 子どもが 遊ぶ物や 場所を 何度も 消毒します。

マスクや 手袋を 何度も 変えることが できるようにします。

病気に なっていないか 検査をします。

たいしやう ほいくじよ にんてい えん ちゆうえん ちいきがたほいくじぎやうしよ にかがほいく  
対象：保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育

しせつ ほうかごじどうくらぶ  
施設、放課後児童クラブ

びやういん こうれいしやしせつ とし ひと せわ す ばしよ びやうき  
(3) 病院や高齢者施設<=年をとった人が 世話をしてもらいながら 住む場所>で 病気が  
ひろ  
広がらないように すること

- 病院や高齢者施設等で 病気が 広がることを 防ぐために 家族と 会う  
ときなどに 病気にならないための ルールを 守ってください。
- 高齢者施設で 病気が 広がらないように するために 世話を する人  
(医者・看護師・介護師) は 病気に なっていないか 検査を して  
ください。

きょうとふ たす  
(京都府が 助けること)

- 病気の人の 体の調子に 合わせた治療を します。

- 高齢者施設などで 病気が 広がらないための 取組み

(例) 場所の 消毒を します。必要な物を 買うお金を 出します。働く  
人を 集めます。

- 通所施設で 働く人は 病気に なっていないか 検査を します。

- 病気を 広げないための 専門の 医者や 看護師・急に 病気になった人を

助ける 医者などが 通所施設へ 行きます。

(4) 飲食店<=飲んだり 食べたり する 店>で病気を ひろがらないように

すること

- ・ 食べたり 飲んだりするときは「きょうとマナー」を守って ください。
- ・ 飲食店に 行くときは 病気を 広げないための 取組を している 京都府 新型 新型コロナウイルス感染防止対策 認証制度で 認められた店<=新型 新型コロナウイルスの病気を 広げないために 京都府が お願いしていることを 守っている お店 を 認める制度>に 行くように してください。

(参考) 食べたり飲んだりするときの「きょうとマナー」

- ・ アクリル板を 置くことや 空気を 入れ替えている 店に 行って ください。
- ・ 話を するときは 必ず マスクを しましょう。
- ・ 食べる前と 店から 出るときに 手や指を 消毒 してください。
- ・ 店では 大きな声を ださないで ください。
- ・ 一つのテーブルに 座るときは 4人より 少ない 人数で 2時間までに 終わって ください。

(京都府が助けること)

- ・ 認証制度で 認められた店を 利用しやすいようにする 検索システムを作ります
- ・ 認証制度で 認められた店を 利用しやすいようにする 取組を行います (Go To Eat など)
- ・ 換気対策ガイドブックを 作ります

### Ⅲ 人が出かけることが多くなることへの取組み

3月から4月には外に出かけたり人が集まることが多くなります。  
病気にならないための取組みをしっかりと行ってください！

- ・外に遊びに出かけるときでも基本的な病気にならないための取組みをしっかりとしてください。
- ・集客施設や宿泊施設をしている人は業種別ガイドラインをしっかりと守ってください。
- ・イベントに参加する人は病気になる可能性を少なくしてください。
- ・鉄道やバス等に乗るときはマスクをして大きな声で会話をしないでください。
- ・飲んだり食べたりするときは京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度で認められた店を利用してください。
- ・飲食店<=飲んだり食べたりする店>以外でも席と席の間をあけて病気になることを防ぐことをしっかりとしてください。
- ・仕事を始めること・仕事をする場所が変わること・学校に通い始めること等に合わせてイベントを行うときも病気になることを防ぐことをしっかりとしてください。

※イベントをするときは下のことをお願いします。

① お願いをする期間：2022年3月22日から（病気になる人が増えると中止します。）

② 参加できる人数：【感染防止安全計画を作って 京都府の確認を受けたとき】

収容定員<=もともと入っても 良い人数に対して 入れる 人数の 割合> まで

参加者が 大きな声を出さない 場合：100%

【上以外の場合】

5,000人 または 収容定員 50% 以内のいずれか 大きい方

収容定員<=もともと入っても 良い人数に対して 入れる 人数の 割合> :

参加者が 大きな声を出さない 場合：100%

参加者が 大きな声を出す 場合 : 50%